

## 北海道 HIV 福祉サービスネットワーク実施要綱

### (目的)

第1 HIV 陽性者が高齢化や障がいのため福祉サービスが必要になった時、住み慣れた地域で福祉サービスを受けることができるよう、北海道 HIV ブロック拠点・北海道 HIV 中核拠点病院および北海道 HIV 拠点病院の各 HIV 担当ソーシャルワーカーが窓口となり、各地域の福祉事業所との連携体制を構築することを目的とする。

### (対象事業所)

第2 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保険外サービス事業所を対象とする。

### (管理)

第3 北海道 HIV 福祉サービスネットワーク加入福祉事業所一覧（以下「一覧」とする）は、北海道大学病院 HIV 担当ソーシャルワーカーが管理する。

### (更新)

第4 一覧は年1回更新し、北海道 HIV ブロック拠点・北海道 HIV 中核拠点病院および北海道 HIV 拠点病院及び本ネットワーク加入福祉事業所に配布する。

### (秘密の保持と共有)

第5 本ネットワーク加入により知り得た情報は、正当な理由なく他に漏らしてはならない。ただし、加入事業所間においては、円滑な支援のために必要な範囲で情報を共有できるものとする。

### (ネットワーク加入)

第6 北海道 HIV 福祉サービスネットワークへの加入は、北海道 HIV 福祉サービスネットワーク加入申請書を福祉事業所が郵送、FAX で北海道大学病院 HIV 担当ソーシャルワーカー宛へ送る。担当ソーシャルワーカーは登録完了後、当該事業所へ手続きが完了した旨を書面にて連絡する。

### (登録内容の変更)

第7 登録事業所は、登録内容に変更が生じた場合、北海道大学病院 HIV 診療支援センター（以下「HIV 診療支援センター」とする）へ申し出るものとする。

### (登録抹消)

第8 登録事業所が登録の抹消を希望する場合は、HIV 診療支援センターへ電話または FAX 等により申し出るものとする。HIV 診療支援センターは、前項の申し出を受理したときは、速やかに一覧から当該事業所を抹消し、その旨を書面にて通知するものとする。

### (その他必要事項)

第9 この要綱に定めるもののほか、運用の詳細および緊急時等の対応について必要な事項は、HIV 診療支援センターが別に定めるものとする。

附則 本要綱は令和8年6月1日から施行する。

#### 【問い合わせ先】

北海道大学病院 HIV 診療支援センター  
〒060-8648 札幌市北区北14条西5丁目  
TEL : 011-706-7025 FAX : 011-706-7625